

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第12号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報通信の技術の利用)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面の備置きを電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）により行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならないこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 特定非営利活動法人は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項並びに第54条第2項及び第3項の規定に基づく書面の作成を電磁的記録により行う場合は、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならないこと。</p> <p>(4) 特定非営利活動法人は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用</p>	<p>(情報通信の技術の利用)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 条例第23条第2項の規則で定める事項については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第54条第2項から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面の備置きを電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）により行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならないこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 特定非営利活動法人は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項及び第54条第2項から第4項までの規定に基づく書面の作成を電磁的記録により行う場合は、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならないこと。</p> <p>(4) 特定非営利活動法人は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第54条第5項（これらの規定を法第62条において準用</p>

する場合を含む。)の規定に基づく書面の閲覧を電磁的記録により行う場合は、当該事項を当該特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならないこと。

第15号様式 (第17条関係)

(表面)

略

(裏面)

特定非営利活動促進法 (抜粋)  
(報告及び検査)

- 第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
- 3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (報告及び検査)
- 第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3～6 略
- 7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

場合を含む。)の規定に基づく書面の閲覧を電磁的記録により行う場合は、当該事項を当該特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならないこと。

第15号様式 (第17条関係)

(表面)

略

(裏面)

特定非営利活動促進法 (抜粋)  
(報告及び検査)

- 第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
- 3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (報告及び検査)
- 第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3～6 略
- 7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

第16号様式（第18条関係）

（その1）

（日本工業規格A列4番）

認定特定非営利活動法人認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊟

認定特定非営利活動法人としての認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第44条第2項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所の所在地	電話番号		
設立年月日	年 月 日		
事業年度	月 日～ 月 日		
過去の認定及び特例認定の状況	過去の認定の有無	有 無	{有効期間( 年 月 日～ 年 月 日)} {認定した所轄庁( )}
	過去の特例認定の有無	有 無	{特例認定を受けた年月日( 年 月 日)} {特例認定をした所轄庁( )}
	過去の認定の取消の有無	有 無	{認定を取り消された年月日( 年 月 日)} {取り消した所轄庁( )}
	過去の特例認定の取消の有無	有 無	{特例認定を取り消された年月日( 年 月 日)} {取り消した所轄庁( )}
行っている事業の概要			
主たる事務所以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職	
電話番号			
電話番号			

- 備考1 「過去の認定及び特例認定の状況」欄は、過去に認定（有効期間の更新を除く。）又は認定の取消しを複数回受けている場合は、直近の認定又は認定の取消しについて記載すること。
- 2 法第44条第2項の規定により添付すべき書類として、知事が別に定める書類を添付すること。

（その2）

略

第16号様式（第18条関係）

（その1）

（日本工業規格A列4番）

認定特定非営利活動法人認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊟

認定特定非営利活動法人としての認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第44条第2項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所の所在地	電話番号		
設立年月日	年 月 日		
事業年度	月 日～ 月 日		
過去の認定及び仮認定の状況	過去の認定の有無	有 無	{有効期間( 年 月 日～ 年 月 日)} {認定した所轄庁( )}
	過去の仮認定の有無	有 無	{仮認定を受けた年月日( 年 月 日)} {仮認定した所轄庁( )}
	過去の認定の取消の有無	有 無	{認定を取り消された年月日( 年 月 日)} {取り消した所轄庁( )}
	過去の仮認定の取消の有無	有 無	{仮認定を取り消された年月日( 年 月 日)} {取り消した所轄庁( )}
行っている事業の概要			
主たる事務所以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職	
電話番号			
電話番号			

- 備考1 「過去の認定及び仮認定の状況」欄は、過去に認定（有効期間の更新を除く。）又は認定の取消しを複数回受けている場合は、直近の認定又は認定の取消しについて記載すること。
- 2 法第44条第2項の規定により添付すべき書類として、知事が別に定める書類を添付すること。

（その2）

略

(その3)

(日本工業規格A列4番)

特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名 ㊦

特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第58条第2項において準用する同法第44条第2項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所の所在地	電話番号		
設立年月日	年 月 日		
事業年度	月 日～ 月 日		
過去の認定の有無	有 ・ 無		
過去の特例認定の有無	有 ・ 無		
行っている事業の概要			
主たる事務所以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職	
電話番号			
電話番号			

備考 法第58条第2項において準用する法第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）の規定により添付すべき書類として、知事が別に定める書類を添付すること。

(その3)

(日本工業規格A列4番)

仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名 ㊦

仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第58条第2項において準用する同法第44条第2項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所の所在地	電話番号		
設立年月日	年 月 日		
事業年度	月 日～ 月 日		
過去の認定の有無	有 ・ 無		
過去の仮認定の有無	有 ・ 無		
行っている事業の概要			
主たる事務所以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職	
電話番号			
電話番号			

備考 法第58条第2項において準用する法第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）の規定により添付すべき書類として、知事が別に定める書類を添付すること。

第17号様式（第19条関係）

（日本工業規格A列4番）

定款変更認証に係る定款等提出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（特例認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊦

定款の変更の認証を受けたので、特定非営利活動促進法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

定款変更の認証 年月日	年 月 日
定款変更の内容	
主たる事務所の 所在地	電話番号
従たる事務所の 所在地	電話番号
認定又は特例認 定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日

備考1 「定款変更の内容」の欄には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。

2 法第52条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）に規定する書類を添付すること。

第17号様式（第19条関係）

（日本工業規格A列4番）

定款変更認証に係る定款等提出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊦

定款の変更の認証を受けたので、特定非営利活動促進法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

定款変更の認証 年月日	年 月 日
定款変更の内容	
主たる事務所の 所在地	電話番号
従たる事務所の 所在地	電話番号
認定又は仮認定 の有効期間	年 月 日～ 年 月 日

備考1 「定款変更の内容」の欄には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。

2 法第52条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）に規定する書類を添付すること。

第18号様式（第20条関係）

（日本工業規格A列4番）

代表者氏名変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（特例認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊦

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

第18号様式（第20条関係）

（日本工業規格A列4番）

代表者氏名変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊦

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

第19号様式（第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

役員報酬規程等提出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（特例認定）特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名

㊦

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

主たる事務所の所在地	電話番号
認定又は <u>特例認定</u> の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日

備考 法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）に規定する書類として、知事が別に定める書類を添付すること。この場合において、それぞれその副本1通を添付すること。

第19号様式（第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

役員報酬規程等提出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名

㊦

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

主たる事務所の所在地	電話番号
認定又は <u>仮認定</u> の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日

備考 法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）に規定する書類として、知事が別に定める書類を添付すること。この場合において、それぞれその副本1通を添付すること。

第20号様式（第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

助成金助成実績提出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（特例認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊦

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

主たる事務所の所在地	電話番号		
認定又は特例認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日		
支給年月日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等

備考 「助成事業の対象等」の欄は、事業の内容を具体的に記載すること。

第20号様式（第21条関係）

（その1）

（日本工業規格A列4番）

助成金助成実績提出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊦

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

主たる事務所の所在地	電話番号		
認定又は仮認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日		
支給年月日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等

備考 「助成事業の対象等」の欄は、事業の内容を具体的に記載すること。



(その2)

(日本工業規格A列4番)

海外送金内容等提出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定(仮認定)特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊟

海外へ200万円超の送金又は金銭の持出しを行うことになった(行った)ので、特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり提出します。

主たる事務所の 所在地	電話番号	
認定又は仮認定 の有効期間	年 月 日～ 年 月 日	
金額	使途	予定(実施)年月日
事前に提出できなかった場合の理由		

備考 「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助を行う場合その他緊急を要する場合において事前の提出ができなかったときに、その理由を具体的に記載すること。

第21号様式（第22条関係）

(表面)

(日本工業規格A列4番)

合併認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（特例認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊟

認定（特例認定）特定非営利活動法人としての合併の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1 認定（特例認定）特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地等

主たる事務所の所在地	電話番号
認定・特例認定の別	認定・特例認定
認定又は特例認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日

2 合併後存続する法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人

特定非営利活動法人の名称		
代表者氏名		
主たる事務所の所在地		電話番号
事業年度		月 日～ 月 日
行っている事業の概要		
過去の認定及び特例認定の状況	過去の認定又は特例認定の有無	有 { 認定・特例認定 有効期間（年 月 日～ 年 月 日） 認定した所轄庁（ ） } 無
	過去の認定又は特例認定の取消しの有無	有 { 認定の取消し・特例認定の取消し 取り消された年月日（年 月 日） 取り消した所轄庁（ ） } 無

第21号様式（第22条関係）

(表面)

(日本工業規格A列4番)

合併認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 ㊟

認定（仮認定）特定非営利活動法人としての合併の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1 認定（仮認定）特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地等

主たる事務所の所在地	電話番号
認定・仮認定の別	認定・仮認定
認定又は仮認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日

2 合併後存続する法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人

特定非営利活動法人の名称		
代表者氏名		
主たる事務所の所在地		電話番号
事業年度		月 日～ 月 日
行っている事業の概要		
過去の認定及び仮認定の状況	過去の認定又は仮認定の有無	有 { 認定・仮認定 有効期間（年 月 日～ 年 月 日） 認定した所轄庁（ ） } 無
	過去の認定又は仮認定の取消しの有無	有 { 認定の取消し・仮認定の取消し 取り消された年月日（年 月 日） 取り消した所轄庁（ ） } 無

(裏面)

3 合併によって消滅する特定非営利活動法人

1	特定非営利活動法人の名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		電話番号
	事業年度		月 日～ 月 日
	行っている事業の概要		
過去の認定及び特例認定の状況	過去の認定又は特例認定の有無	有 無	(認定・特例認定有効期間( 年 月 日～ 年 月 日)) 認定した所轄庁( )
	過去の認定又は特例認定の取消の有無	有 無	(認定の取消し・特例認定の取消し) 取り消された年月日( 年 月 日) 取り消した所轄庁( )
2	特定非営利活動法人の名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		電話番号
	事業年度		月 日～ 月 日
	行っている事業の概要		
過去の認定及び特例認定の状況	過去の認定又は特例認定の有無	有 無	(認定・特例認定有効期間( 年 月 日～ 年 月 日)) 認定した所轄庁( )
	過去の認定又は特例認定の取消の有無	有 無	(認定の取消し・特例認定の取消し) 取り消された年月日( 年 月 日) 取り消した所轄庁( )

備考1 「過去の認定及び特例認定の状況」欄は、過去に認定(有効期間の更新を除く。)又は認定の取消しを複数回受けている場合にあっては直近の認定又は認定の取消しについて、過去に認定及び特例認定のいずれも受けている場合又は認定の取消し及び特例認定の取消しのいずれも受けている場合にあってはそれぞれ認定又は認定の取消しについて記載すること。

2 法第63条第5項において準用する法第44条第2項(第58条第2項において準用する法第44条第2項)の規定により添付すべき書類として、知事が別に定める書類を添付すること。

(裏面)

3 合併によって消滅する特定非営利活動法人

1	特定非営利活動法人の名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		電話番号
	事業年度		月 日～ 月 日
	行っている事業の概要		
過去の認定及び仮認定の状況	過去の認定又は仮認定の有無	有 無	(認定・仮認定有効期間( 年 月 日～ 年 月 日)) 認定した所轄庁( )
	過去の認定又は仮認定の取消の有無	有 無	(認定の取消し・仮認定の取消し) 取り消された年月日( 年 月 日) 取り消した所轄庁( )
2	特定非営利活動法人の名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		電話番号
	事業年度		月 日～ 月 日
	行っている事業の概要		
過去の認定及び仮認定の状況	過去の認定又は仮認定の有無	有 無	(認定・仮認定有効期間( 年 月 日～ 年 月 日)) 認定した所轄庁( )
	過去の認定又は仮認定の取消の有無	有 無	(認定の取消し・仮認定の取消し) 取り消された年月日( 年 月 日) 取り消した所轄庁( )

備考1 「過去の認定及び仮認定の状況」欄は、過去に認定(有効期間の更新を除く。)又は認定の取消しを複数回受けている場合にあっては直近の認定又は認定の取消しについて、過去に認定及び仮認定のいずれも受けている場合又は認定の取消し及び仮認定の取消しのいずれも受けている場合にあってはそれぞれ認定又は認定の取消しについて記載すること。

2 法第63条第5項において準用する法第44条第2項(第58条第2項において準用する法第44条第2項)の規定により添付すべき書類として、知事が別に定める書類を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第16号様式から第21号様式までによる用紙は、当分の間、修正して使用することができる。